

旭川医科大学情報公開委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学情報公開委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報公開委員会規程（平成16年旭医大達第28号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (審議事項) 第2条 委員会は、本学の情報公開の円滑な実施のため、次に掲げる事項を審議する。 (1) 情報公開に係る規程等の制定及び改廃に関する事項 (2) 情報公開の実施体制に関する事項 (3) 法人文書の開示、不開示等に関する事項 (4) 開示実施手数料の減額又は免除に関する事項 (5) 不服（異議）申立てに関する事項 (6) 訴訟に関する事項 (7) 法人文書の管理に関する事項 (8) その他情報公開の実施に関し必要な事項 (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。	(略) (審議事項) 第2条 委員会は、本学の情報公開の円滑な実施のため、次に掲げる事項を審議する。 (1) 情報公開に係る規程等の制定及び改廃に関する事項 (2) 情報公開の実施体制に関する事項 (3) 法人文書の開示、不開示等に関する事項 (4) 開示実施手数料の減額又は免除に関する事項 (5) 不服（異議）申立てに関する事項 (6) 訴訟に関する事項 (7) 法人文書の管理に関する事項 (8) その他情報公開の実施に関し必要な事項 (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 図書館長
- (3) 学長が指名する本学の教授 若干人
(削除)

- (4) 事務局長
- (5) その他学長が必要と認めた者

- 2 前項第3号及び第5号の委員は、学長が委嘱する。
(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、図書館長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。
(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- (1) 病院長
- (2) 図書館長
- (3) 基礎医学の教授 1人
- (4) 臨床医学の教授 1人
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が必要と認めた者

- 2 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、学長が委嘱する。
(任期)

第4条 前条第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、図書館長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。
(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に，専門的事項を審議及び調査検討するため，必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

(略)

附 則

1 この規程は，令和5年5月8日から施行する。

2 この規程施行の際，現に委員として委嘱を受けている者については，改正後の規定により選任されたものとみなし，当該委員の任期は，第4条第1項本文の規定にかかわらず，改正前の規定により付された任期とする。

【改正理由】

委員会の構成員を改正し，もって円滑な委員会運営を図るものとする。

(専門委員会)

第8条 委員会に，専門的事項を審議及び調査検討するため，必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

(略)